平成１８年（排）第２０号

排　除　命　令　書

大阪市北区中之島三丁目２番４号
株式会社朝日パル
同代表者　代表取締役　中　村　明　義

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社朝日パルは，「日本海から産地直送　かに料理　ズワイガニ」と称するズワイガニを詰め合わせた商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１１月２０日ころから平成１８年１月７日までの間，当該商品のズワイガニは，カナダ又はロシアにおいて漁獲されて水揚げされ，冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであり，また，カナダ又はロシアから東京港，大阪港等に輸送されて我が国に輸入され，兵庫県豊岡市に所在する城崎温泉まで陸送されたものが，一般消費者に配送されるものであるにもかかわらず，あたかも，日本海において漁獲されて城崎温泉近辺の日本海沿岸の港において水揚げされ，城崎温泉近辺において冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであるかのように，また，城崎温泉から直接一般消費者に配送されるものであるかのように示した表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について，一般消費者が判別することが困難なものであるとともに，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものであった旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社朝日パルは，今後，前項記載の商品又はこれと同種の商品の取引に関し，同項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社朝日パルは，今後，第１項記載の商品又はこれと同種の商品の取引に関し，同項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の原産国について一般消費者が判別することが困難である表示及び当該商品の内容について一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社朝日パルは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社朝日パル（以下「朝日パル」という。）は，肩書地に本店を置き，通信販売業等を営む事業者である。

2　朝日パルは，「日本海から産地直送　かに料理　ズワイガニ」と称するズワイガニを詰め合わせた商品（以下「ズワイガニ詰め合わせ」という。）について，朝日新聞に広告を掲載し，また，同社の過去の顧客及び同社が運営する「朝日友の会」と称する会員組織の会員（以下「朝日友の会会員」という。）にチラシを送付するなどして，電話，ファクシミリ等で注文を受け付け，一般消費者にこれを販売している。

3 (1) 一般消費者には，日本海はズワイガニの産地として，また，兵庫県豊岡市に所在する城崎温泉（以下「城崎温泉」という。）近辺の日本海沿岸の港はズワイガニの水揚げ地として認知されている。

(2) また，一般消費者には，一般に，産地から直接配送される食品は，新鮮で良質のものとして好まれる状況にある。

4　朝日パルは，ズワイガニ詰め合わせについて

(1) 平成１７年１１月２０日ころから同年１１月３０日ころまでの間に，同社の過去の顧客に郵送したチラシ（別添写し１）及び朝日友の会会員に新聞販売店を通じて配付したチラシ（別添写し２）において，「日本海から産地直送　か

に料理　ズワイガニ」と記載した上で，「山陰・城崎の卸元から直送します。」，「クール便（冷凍）にてお送りします。」，「城崎温泉・老舗旅館「湯楽」の直送卸」と

(2)ア　平成１７年１１月３０日，同年１２月５日及び同月８日に，朝日新聞に掲載した広告（別添写し３）において，「日本海から産地直送　かに料理　ズワイガニ」と記載した上で，「日本海で水揚げされた冬の味覚の代表格、ズワイガニ。おいしさを保つため獲れたてを急速冷凍した根強い人気商品です。」，「釜ゆでかに豪快に丸ごと」，「城崎直送」，「城崎温泉・老舗旅館「湯楽」の直送卸」と

イ　平成１７年１２月１５日，同月２０日，同月２１日，同月２６日，同月２７日，平成１８年１月５日及び同月７日に，朝日新聞に掲載した広告（別添写し４）において，「日本海から産地直送　かに料理　ズワイガニ」と記載した上で，「冬の味覚の代表格、ズワイガニ。おいしさを保つため獲れたてを急速冷凍した根強い人気商品です。」，「釜ゆでかに豪快に丸ごと」，「城崎直送」，「城崎温泉・老舗旅館「湯楽」の直送卸」と記載するとともに，「城崎で水揚げされたロシア産です。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，ズワイガニ詰め合わせのズワイガニは，日本海において漁獲されて城崎温泉近辺の日本海沿岸の港において水揚げされ，城崎温泉近辺において冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであるかのように，また，城崎温泉から直接一般消費者に配送されるものであるかのように表示しているが，実際には，カナダ又はロシアにおいて漁獲されて水揚げされ，冷凍され又は釜ゆで後に冷凍されたものであり，また，カナダ又はロシアから東京港，大阪港等に輸送されて我が国に輸入され，城崎温泉まで陸送されたものが，一般消費者に配送されるものであった。

5　本件について，当委員会が調査を開始したところ，朝日パルは，平成１８年１月８日以降，前記４記載の表示を取りやめ，同月２７日以降，ズワイガニ詰め合わせの販売を終了している。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，朝日パルは，ズワイガニ詰め合わせの原産国について，景品表示法第４条第１項第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしていたものであ

って，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものであるとともに，ズワイガニ詰め合わせの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年６月１５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生